

平成23年3月9日

各 位

会 社 名 オプテックス・エフエー株式会社 代表者名 代表取締役社長 小國 勇 (コード番号 6661 JASDAQ) 問合せ先 取締役管理部門統括 坂口 誠邦 電話番号 075-325-2930

ストックオプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、下記のとおり平成 23 年 3 月 25 日開催予定の当社第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当します。当社の取締役報酬額(使用人兼務役員の使用人分の報酬は除く)は、平成17年3月26日開催の当社第3回定時株主総会で承認され、現在に至っておりますが、その報酬の枠内で取締役に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認を求めるものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発効する理由

当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 100,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

上記のほか、株主総会における決議日後、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の数

1,000 個を上限とする。

なお、付与株式数は 100 株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を 行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

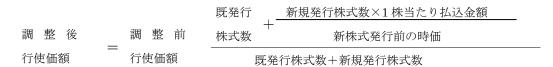
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の、大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整に よる1円未満の端数は切り上げる。

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。



なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数 を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり 払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 割当日より2年を経過した日の属する月の翌月1日から3年以内で取締役会で決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得事由及び条件
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされて場合。)には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
 - ① 各新株予約権の一部行使はできない。
 - ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するが、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。ただし、その権利行使はその地位を喪失した1年間とする。
 - ③ 新株予約権の質入れ、担保設定その他の処分は認めない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当 契約」に定めるところによる。
- (10) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

- (11) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。
- (注) 上記の内容については、平成23年3月25日開催予定の当社第9回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決することを条件としております。